



## 法令改正のお知らせ～職長教育の実施について～

令和5年4月1日より、これまで職長教育の対象外の職種であった「食料品製造業」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」の2業種を新たに対象業種とする法改正が施行されます。

職長とは、実際に生産作業が行われる第一線において、労働者を直接指導・監督する立場にある責任者です。職長が作業場の安全衛生や災害防止についての確かな知識を有し、しっかりリーダーシップをとって現場のマネジメントを行っていくことが、労働災害の発生を防止するために必要不可欠なものです。

新たに対象業種となった事業場においては、対象者の選定、教育計画等をしっかり検討し、必要な教育の漏れが生じないよう留意してください。



### 労働安全衛生法第60条

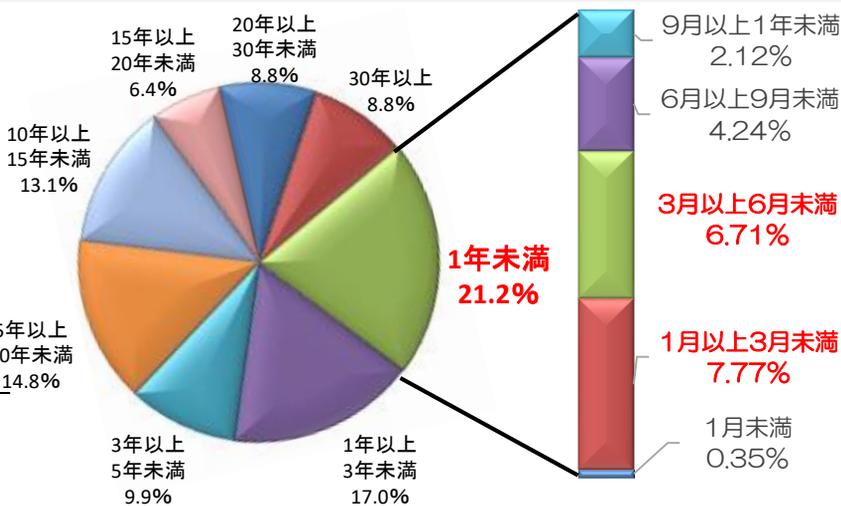
事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長（中略）に対し、次の事項について厚生労働省令で定めるところにより安全又は衛生のための教育を行わなければならない。（以下略）

## 労働災害の防止には雇い入れ時の教育が重要です！

4月から新入社員を迎え入れる事業場も多いと思われますが、新入社員の安全衛生を確保するための教育が必要です。

労働安全衛生法第59条では、労働者を雇い入れたときに、従事する業務に関する安全・衛生のための教育を行うよう義務付けています。

実際、労働災害の発生状況を分析すると、機械装置や化学物質等の安全な取扱い方法、作業場における転倒リスク及び、作業における腰痛等リスクの認識が十分でなかった経験年数1年未満の労働者による災害が多く見受けられ、雇い入れ教育の必要性や重要性がよく分かります。



経験年数別労働災害発生状況

入社後のなるべく早い時期に、下記のポイントを参考に安全衛生教育を実施し、新入社員等の安全衛生意識の向上、高い危険回避能力の習得への土台作りに努めてください。

### 「雇い入れ時教育実施のポイント」

- 安全教育のために必要な期間、時間等を検討し、計画的に実施すること。
- 教育内容は具体的なものになるよう努めること。特に、機械設備の使い方については、その性能、危険性なども含めて、実際の取扱い方法や安全対策等、安全に使用するための説明・教育を行うこと。
- 災害事例などを入れ、目でみてわかる内容を工夫し、『指導を守ろう』という意欲を起こさせること。
- 基本的なことでも「知っていて当たり前」などと思込まず、丁寧な教育に努めること。
- 4S(整理・整頓・清掃・清潔)は全業種共通の必須・基本的事項として教育すること。
- 理解度、習熟度の確認を行うこと。

実施マニュアルは厚生労働省HPに記載されていますのでご活用ください。

※大崎市内には、毎年4月上旬に「雇い入れ時の安全衛生教育」を実施している機関もありますので、自社において講師や教育場所の確保が困難な場合には、ご活用いただくことをお勧めします。

# フォークリフト災害を防ぎましょう！

宮城県内では令和3年の1年間において**51件**（当署管轄では**6件**）もの労働災害がフォークリフトにより発生しています（前年比+29.4%）。内訳は、**積荷等による「はさまれ、巻き込まれ」**災害が**15人**と最も多く、次いで**フォークリフト等による「激突され」**が**14人**、フォークに上がって墜落するなどの**「墜落、転落」**も7人発生しています。



当署においてもフォークリフト災害が多数発生しており、**主な原因としてはフォークリフトと人との接触防止がされていないことや、作業計画の未作成、フォークリフトの運転席以外に人が乗り作業する用途外使用などが挙げられます。**フォークリフト災害が発生すると死亡災害や重大災害になる可能性が高いため、事業者、作業指揮者、荷主等に今一度、フォークリフトの安全な使用方法や法令について理解していただき、下記のチェックリストを参照してご安全に作業を行っていただくようお願いいたします。

## フォークリフトの安全作業のためのチェックリスト

### 管理面

- 作業計画を作成していますか。（右図参照）
- 作業計画には作業場所の広さ、地形、機械の種類・能力、運行経路、作業方法が記載されていますか。
- 作業指揮者が選任されていますか。
- 技能講習を修了した者が運転していますか。
- 現場責任者は作業現場を巡視していますか。

### 不安全状態(物の面)と不安全行動(人の面)

- 作業開始前点検を実施していますか。
- 月次点検を実施していますか。
- 特定自主検査(年1回)を実施していますか。
- 検査結果に基づいた補修等を行っていますか。
- フォークリフトとの接触するおそれのある箇所への立入禁止措置や運行経路と歩道の分断、標識の設置などの接触防止措置を講じていますか。
- 定期的に安全教育を実施していますか。
- フォークリフトの用途外使用を行っていませんか。
- リスクアセスメントを実施していますか。
- フォークリフト作業の作業手順書を作成していますか。

作成年月日	令和3年7月20日			計画作成者	〇〇 〇〇
作業名	木箱のトラック積み込み作業			作業指揮者	〇〇 〇〇
作業日時	令和3年7月25日8時00分～令和3年12月24日17時00分				
荷	品目	荷姿	個数	1個の重量	備考
	精密機械	木箱	トラック1台に3個	1 t	
使用するフォークリフト及び従事者	車両番号	能力	運転者	誘導者	備考
	〇〇〇〇	2 t	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	

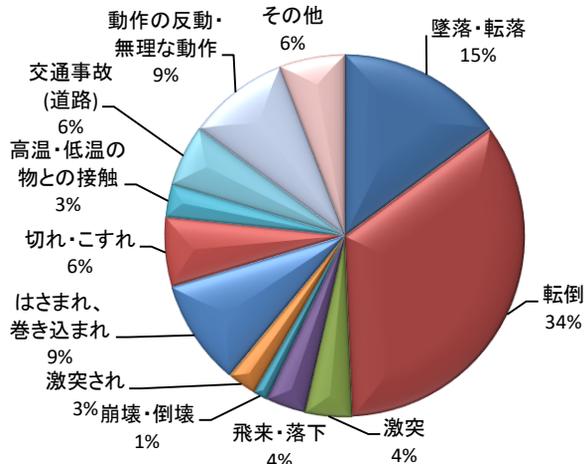
フォークリフトの運行経路

積み付け又は取り卸し方法	フォークリフトによるトラック積み込み作業
適用する安全作業マニュアル、作業手順書	フォークリフト運転者は作業手順書No.〇〇を適用すること。

## 令和3年の労働災害発生状況

業種 (13次防重点業種)	発生年	令和4年2月末			
	令和2年 (確定値)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	前年同期比	増減率
全産業	283(0)	308(1)	+30	+10.8%	
製造業	70	77	+7	+10.0%	
建設業	50	36(1)	-11	-23.4%	
土木工事業	14	13(1)	+1	+8.3%	
建築工事業	27	11	-15	-57.7%	
その他建設業	9	12	+3	+33.3%	
陸上貨物運送事業	35	48	+13	+37.1%	
林業	4	6	+2	+50.0%	
小売業	25	30	+5	+20.0%	
社会福祉施設	29	31	+2	+6.9%	

### 事故の型別労働災害発生状況



労働災害減少のため、全業種で、転倒防止、交通事故対策、コロナ対策に取り組みましょう！

労働時間・賃金・残業代・労働条件・働き方改革に関する支援は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。Tel: 0229-22-2112  
監督署だよりのバックナンバーは右記QRコードからダウンロードしていただき社員教育等にご活用ください。

